

11 被爆者相談・手当等の申請・受付窓口

詳しいことは、下記にお問い合わせください。

中区厚生部 健康長寿課 ☎ (082)504-2528 (直通) 〒730-8565 中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル内)
東区厚生部 地域支えあい課 ☎ (082)568-7729 (直通) 〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)
南区厚生部 健康長寿課 ☎ (082)250-4108 (直通) 〒734-8523 南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)
西区厚生部 健康長寿課 ☎ (082)294-6235 (直通) 〒733-8535 西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)
安佐南区厚生部 健康長寿課 ☎ (082)831-4942 (直通) 〒731-0194 安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)
安佐北区厚生部 健康長寿課 ☎ (082)819-0586 (直通) 〒731-0221 安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)
安芸区厚生部 健康長寿課 ☎ (082)821-2809 (直通) 〒736-8555 安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)
佐伯区厚生部 健康長寿課 ☎ (082)943-9731 (直通) 〒731-5195 佐伯区海老園1-4-5 (佐伯区役所別館内)
広島市役所原爆被害対策部 援護課認定係 ☎ (082)504-2193 (手帳) 援護課援護係 ☎ (082)504-2194 (各種手当・介護保険利用料助成) 援護課援護係 ☎ (082)504-2195 (認定被爆者・健康診断・医療) 被爆者相談ダイヤル ☎ (082)504-2196 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34

令和元年度被爆者援護のお知らせ

被爆者の皆さんの援護について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によるものや、広島市が定めた「広島市原子爆弾被爆者援護要綱」によるものを紹介しています。

この中でいう「被爆者」とは、広島市長から被爆者健康手帳の交付を受けた方のことです。

手続などの詳しいことや、不明なことは18ページに記載の「被爆者相談・手当等の申請・受付窓口」にお問い合わせください。

なお、被爆者援護については、広島市ホームページ(→健康・医療・福祉→被爆者援護)にも掲載しています。

広島市健康福祉局原爆被害対策部

令和元年5月発行

このお知らせは再生紙を使用しています。

1 被爆者相談員による相談

- (1) 被爆者に対する相談…………… 1
- (2) 原子爆弾小頭症患者に対する相談… 1

2 医療の給付

- (1) 一般疾病に対する医療の給付…………… 1
- (2) 認定疾病に対する医療の給付…………… 2

3 手当など

- (1) 医療特別手当…………… 4
- (2) 特別手当…………… 4
- (3) 健康管理手当…………… 4
- (4) 保健手当…………… 4
- (5) 介護手当…………… 4
- (6) 被爆者介護手当付加金…………… 4
- (7) 原子爆弾小頭症手当…………… 6
- (8) 原子爆弾小頭症患者見舞金…………… 6
- (9) 葬祭料…………… 6
- (10) 認定被爆者弔慰金…………… 6
- (11) 被爆者特別検査促進手当…………… 6
- (12) 被爆身体障害者福祉手当…………… 6
- (13) 被爆者在宅高齢者福祉手当…………… 6
- (14) 被爆者生活特別手当…………… 6
- (15) 認定被爆者通院交通費…………… 6

4 施設入所などによる養護・介護

- (1) 原爆養護ホームへの入所…………… 8
- (2) 原爆養護ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）…………… 9
- (3) 原爆養護ホームにおける日帰り介護（デイサービス）…………… 9

5 介護保険利用料助成など

- (1) 介護保険サービスに対する利用料助成…10
- (2) 介護保険サービスに対する医療の給付…11
- (3) 老人福祉措置（養護老人ホーム等）負担金助成……………12

6 健康管理など

- (1) 被爆者健康診断…………… 13
- (2) 被爆二世健康診断…………… 13
- (3) 被爆者健康交流事業…………… 14
- (4) 被爆者保養施設の利用…………… 14

7 税法上の特別措置など

- (1) 税法上の特別措置…………… 15
- (2) 施設利用料等の減免…………… 15

8 被爆者健康手帳等の申請

- (1) 被爆者健康手帳…………… 16
- (2) 第一種健康診断受診者証…………… 16

9 在外被爆者に対する援護施策など

- (1) 在外被爆者支援事業…………… 17
- (2) 日本国外からの被爆者健康手帳・手当・葬祭料等の申請…………… 17

10 原爆被爆者対策予算の状況…………… 17**11 被爆者相談・手当等の申請・受付窓口…………… 18****1 被爆者相談員による相談****(1) 被爆者に対する相談**

被爆者の健康・福祉の増進を図るため、各区健康長寿課（東区は地域支えあい課）の被爆者相談員が、健康、生活、医療、その他の相談に応じ、必要な場合は被爆者の家庭を訪問します。

また、原爆養護ホームへの入所、原爆養護ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）及び日帰り介護（デイサービス）等の利用に関する相談も行っています。

なお、被爆者相談ダイヤル（☎（082）504-2196）で電話でのご相談も受け付けています。

(2) 原子爆弾小頭症患者に対する相談

原子爆弾小頭症患者とその家族の生活全般を支えていくため、専任の被爆者相談員が、医療、福祉、生活支援の総合的な相談に応じ、必要な場合は患者や家族の家庭等を訪問します。

2 医療の給付**(1) 一般疾病に対する医療の給付****ア 一般疾病医療費の支給**

被爆者が、都道府県知事指定の医療機関等で病気やけがの治療を受けた場合、健康保険等の自己負担分を負担しないで医療を受けることができます。ただし、保険診療以外のもの（保険のきかない治療や薬、診断書等の文書作成料、差額ベッド代等）は自己負担となります。

なお、「自分の故意の犯罪行為」、「故意、重大な過失」、「けんか、泥酔など自分の不行跡」により病気やけがをしたときや、「医師の指示に理由なく従わなかったとき」は、医療の全部又は一部の給付を受けることができません。

また、「遺伝性、先天性の病気」、「被爆以前にかかった精神病」、「軽い虫歯」についても、原子爆弾の放射能との関連が比較的少ないものと考えられるため、医療の給付を受けられません。

イ 償還払いによる医療費の支給

被爆者が、やむを得ない理由により都道府県知事の指定を受けていない医療機関等で受診した場合や治療上必要であると認められたコルセット等の治療用装具を作成した場合などは、いったん医療費を支払った後、領収書等を添付し申請することで払戻しを受けることができます。

- 〔必要書類等〕
- ①申請書 ②健康保険等の被保険者証
 - ③健康保険高齢受給者証（所持者）
 - ④領収書等 ⑤申請者名義の普通預金通帳
 - ⑥被爆者健康手帳
 - ⑦印鑑

(2) 認定疾病に対する医療の給付

厚生労働大臣の認定を受けた被爆者（認定被爆者）は、その認定を受けた病気やけがについて、厚生労働大臣指定の医療機関等で全額国費をもって医療を受けることができます。

【認定被爆者とは】

被爆者のうち、原子爆弾の傷害作用により起こった病気やけがについて、「原子爆弾の傷害作用によるもので、現に治療を要する状態にある」又は「原子爆弾の熱線などの放射能以外の傷害作用による場合には、その方の治癒能力が放射能の影響を受けているため現に治療を要する状態にある」という厚生労働大臣の認定を受けた方をいいます。

この病気やけがは、例えば、

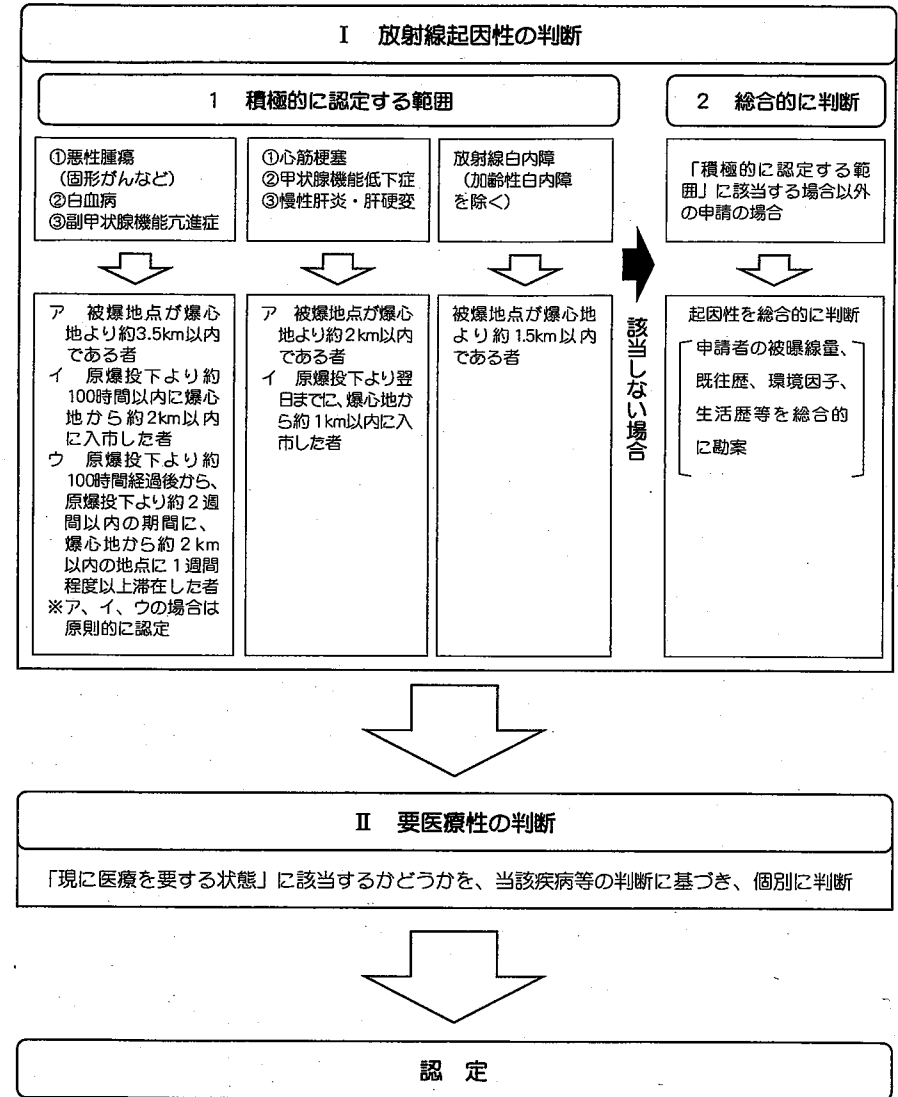
- ア. 悪性腫瘍（固形がんなど）
 - イ. 白血病
 - ウ. 副甲状腺機能亢進症
 - エ. 心筋梗塞
 - オ. 甲状腺機能低下症
 - カ. 慢性肝炎・肝硬変
 - キ. 放射線白内障（加齢性白内障を除く）
- などがあります。

- 〔必要書類等〕
- ①認定申請書 ②医師の意見書
 - ③健康診断個人票（精密検査用）
 - ④疾病ごとの審査に必要な書類
 - ⑤被爆者健康手帳 ⑥印鑑

認定被爆者は、申請により医療特別手当又は特別手当を受給できます。（詳しくは4ページをご覧ください。）

また医療特別手当を受給している方で、認定疾病のため通院している方に、認定被爆者通院交通費が支給されます。（詳しくは6ページをご覧ください。）

原爆症認定の仕組み



◎該当する疾病にかかられた場合は、被爆時の状況に関わらずご相談ください。

3 手当など

- ◎ 必要書類等の中には、申請時に提出していただく書類以外に、確認のため持参していただきたい書類等を併せて記載しています。
- ◎ 手当など（介護手当及び被爆者介護手当付加金は除く。）は、申請月の翌月分から支給対象となります。
- ◎ (1)医療特別手当、(2)特別手当、(3)健康管理手当、(4)保健手当、(12)被爆身体障害者福祉手当、(13)被爆者在宅高齢者福祉手当の各手当は併給されません。

- ◎ 葬祭料及び認定被爆者弔慰金を除き、被爆者死亡後の申請はできません。
- ◎ 必要書類の診断書は、申請日の前月1日以降に作成されたものに限りです。
- ◎ 手当などは、口座に振り込みます。
- ◎ 支給額は平成31年4月1日現在の額を記載しています。

手当など		支給要件		支給額	必要書類	
(1)	医療特別手当	原子爆弾の傷害作用により起こった病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた方（認定被爆者）（2ページを参照）で、認定を受けた病気やけがの状態が続いている方		月額 141,360円	①申請書 ②診断書（医療特別手当用） ③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑	
(2)	特別手当	認定被爆者（2ページを参照）で、認定を受けた病気やけがの状態にない方		月額 52,200円	①申請書 ②申請者名義の普通預金通帳 ③被爆者健康手帳 ④印鑑	
(3)	健康管理手当	厚生労働省令で定める障害（4ページ※1を参照）のいずれかを伴う病気にかかっていると認定された方		月額 34,770円	①申請書 ②診断書（健康管理手当用） ③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑	
(4)	保健手当	一般分	下欄（高額分）以外の方	月額 17,440円	①申請書 ②申述書（一部地域のみ）③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑 ⑥身体上の障害がある方は診断書（保健手当用） ⑦配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上のひとり暮らしの方は、 ア 戸籍全部事項証明書等（配偶者、子及び孫のいずれもいないことを証明する、出生から現在までの戸籍の異動が分かるもの） イ 同居していないことを明らかにすることができる書類（同居している者がいないことを明らかにすることができる民生委員の証明）	
		高額分	爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した方又は当時その方の胎児だった方 厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害がある方又は配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上のひとり暮らしの方	月額 34,770円		
(5)	介護手当※2	費用介護手当 家族介護手当	厚生労働省令で定める範囲の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものではないことが明らかなるものは除く。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている方	介護費用を支払っている場合（5ページ※3を参照）	重度障害（※4） 月額 105,460円以内	①申請書 ②診断書（介護手当用） ③領収書 ④介護日数を証するもの ⑤申立書・介護実施明細書等（必要な時のみ） ⑥申請者名義の普通預金通帳 ⑦被爆者健康手帳 ⑧印鑑
			介護費用を支払わない場合	中度障害（※4） 月額 70,300円以内		
(6)	被爆者介護手当付加金	費用介護手当の支給額を超える介護費用を支払った方（費用介護手当の新規申請時に申請してください。）		月額 43,800円以内	①申請書 ②被爆者健康手帳 ③印鑑	

※1 健康管理手当の「厚生労働省令で定める障害を伴う疾病」
被爆者のうち厚生労働省令で定めるつぎの11障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかなるものを除く。）とは、

- 造血機能障害を伴う疾病（例 再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）
- 肝臓機能障害を伴う疾病（例 肝硬変など）
- 細胞増殖機能障害を伴う疾病（例 悪性新生物など）
- 内分泌腺機能障害を伴う疾病（例 糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など）
- 脳血管障害を伴う疾病（例 くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など）
- 循環器機能障害を伴う疾病（例 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など）
- 腎臓機能障害を伴う疾病（例 ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など）
- 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障）
- 呼吸器機能障害を伴う疾病（例 肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など）
- 運動器機能障害を伴う疾病（例 変形性関節症、変形性脊椎症など）
- 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（例 胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）

※2 介護手当と特別障害者手当又は（経過的）福祉手当を併せて支給すると、特別障害者手当又は（経過的）福祉手当の支給額が変わる場合や支給資格を喪失する場合がありますので、お住まいの区の保健福祉課（東区は福祉課）へご相談ください。

※3 「介護費用を支払っている場合」とは、居宅において、介護サービス事業者等による介護を受けて、その費用を支払っている場合をいいます。介護手当を受給することができる方が、介護保険サービスの訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、若しくは介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス、又は障害福祉サービスの居宅介護等を利用した時に支払う利用者負担額等について介護手当を申請できます。なお、介護保険法の高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費並びに障害者総合支援法の高額障害福祉サービス費の支給を受けた場合は、介護手当支給額の調整が行われる場合があります。

※4 介護手当における「重度障害」、「中度障害」等の決定は、診断書（介護手当用）により行います。

手当など	支給要件	支給額	必要書類
(7) 原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症患者の方 ((3)健康管理手当、(4)保健手当、(12)被爆身体障害者福祉手当、(13)被爆者在宅高齢者福祉手当は併給できません。)	月額 48,650円	①申請書 ②診断書(原子爆弾小頭症手当用) ③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑
(8) 原子爆弾小頭症患者見舞金	8月1日又は12月1日現在、原子爆弾小頭症手当を受給している方	8月・12月 各10,000円	
(9) 葬祭料	被爆者が死亡した場合(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなきときは除く。)、その葬祭を行う方。 死亡日から起算して5年以内に各区の健康長寿課(東区は地域支えあい課)に申請してください。	令和元年9月30日以前の死亡 206,000円 令和元年10月1日以降の死亡 209,000円	①申請書 ②死亡診断書又は死体検案書(写しでも可) ③火葬許可証 ④葬祭執行者名義の普通預金通帳 ⑤被爆者健康手帳 ⑥葬祭執行者の印鑑
(10) 認定被爆者弔慰金	認定被爆者(2ページを参照)が死亡し、葬祭料が支給される場合、葬祭料を申請される方	10,000円	①申請書 ②葬祭執行者名義の普通預金通帳 ③葬祭執行者の印鑑
(11) 被爆者特別検査促進手当	爆心地から1キロメートル以内で直接被爆した方で、一般検査の結果、精密検査が必要と診断され、本市が指定する医療機関で精密検査(特別検査)を受診した方	年1回 500円	①受給者証 ②被爆者健康手帳 ③印鑑
(12) 被爆身体障害者福祉手当	原子爆弾の傷害作用の影響による身体障害者の方で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級～3級に該当する方又は原子爆弾の傷害作用の影響による著しい熱傷痕が頭部・顔面等にある方	月額 17,440円	①申請書 ②診断書(被爆身体障害者福祉手当用) ③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑
(13) 被爆者在宅高齢者福祉手当	単身で居宅生活を営んでいる被爆者で、配偶者及び子がいない方	月額 3,000円	①申請書 ②申立書 ③戸籍全部事項証明書等(配偶者及び子がいないことを証明するもの) ④申請者名義の普通預金通帳 ⑤被爆者健康手帳 ⑥印鑑 ⑦その他市長が必要と認める書類
(14) 被爆者生活特別手当	認定被爆者(2ページを参照)で、(1)医療特別手当又は(2)特別手当を受給している方で、生活保護を受けている方	月額 4,000円	①申請書 ②医療特別手当証書又は特別手当証書 ③申請者名義の普通預金通帳 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑
(15) 認定被爆者通院交通費	認定被爆者(2ページを参照)のうち、(1)医療特別手当を受給している方で、認定疾病の治療のため、通院している方	公共交通機関の運賃の認定額(ただし、タクシーの場合は、公共交通機関を利用した場合の運賃相当の認定額)	①申請書・通院医療証明書 ②被爆者健康手帳 ③印鑑

4 施設入所などによる養護・介護

(1) 原爆養護ホームへの入所

被爆者が在宅で、養護・介護を受けることが困難な場合、原爆養護ホームへ入所して養護・介護を受けることができます。

【所在地】

区分	施設名	所在地	居室形態	入所定員	経営主体	電話番号
一般養護	広島原爆養護ホーム 舟入むつみ園	中区舟入幸町 14-11	多居室	100人	公益財団法人 広島原爆被爆者 援護事業団	291-1555
特別養護	広島原爆養護ホーム 神田山やすらぎ園	東区牛田新町 一丁目18-2		100人		223-1390
	広島原爆養護ホーム 倉掛のぞみ園	安佐北区倉掛 三丁目50-1		300人		845-5025
	広島原爆養護ホーム 矢野おりづる園	安芸区矢野東 二丁目4-25	ユニット型 個室	100人	社会福祉法人 広島常光福祉会	822-1228

【費用】 一般養護ホームは費用の負担はありません。
特別養護ホームは収入等や資産の状況により下記の利用者負担額表のとおりです。

原爆特別養護ホーム利用者負担額表 (1か月の目安額)

対象者	負担段階	食費	居住費	合計額
※1「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除額及び年金収入に係る雑所得を控除した所得金額をいいます。 ※2一定の資産額：預貯金等の資産が、単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円。 預貯金等に含まれるもの：預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債など)金・銀(積立購入を含む)など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、投資信託、タンス預金(現金)	第1段階	1万円	負担なし	1万円
			2万5千円	3万5千円
	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額※1と非課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方	第2段階	1万2千円	1万2千円
2万5千円				3万7千円
前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額※1と非課税年金収入額の合計額が年間80万円を超える方	第3段階	2万円	1万2千円	3万2千円
			4万円	6万円
世帯全員及び別世帯の配偶者が市町村民税非課税で本人及び配偶者の資産が一定額を超えている方	第4段階	4万2千円 (10/1~4万3千円)	2万6千円	6万8千円 (10/1~6万9千円)
			6万円 (10/1~6万1千円)	10万2千円 (10/1~10万1千円)
世帯または別世帯の配偶者が市町村民税を課税されている方				

●居住費・合計額の上段：神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園
下段：矢野おりづる園

●前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計額が年間0円の方が、神田山やすらぎ園又は倉掛のぞみ園に入所する場合、居住費・食費が免除される制度がありますのでご相談ください。

【申込先】 住所地の区厚生部健康長寿課(東区は地域支えあい課)

(2) 原爆養護ホームにおける短期入所生活介護(ショートステイ)

在宅の被爆者が、介護している家族が疾病等によって一時的に介護を行うことが困難となった場合又は日常生活を営むのに支障がある場合、原爆養護ホーム(矢野おりづる園を除く。)での短期入所生活介護(ショートステイ)を利用できます。

【利用期間】 原則として7日以内

【費用】 身体・精神状況が一般養護区分の方：1日あたり780円(食材料費相当分)

身体・精神状況が特別養護区分の方：本人、世帯及び別世帯の配偶者の所得や資産の状況に応じて下表のとおり。

特別養護区分の利用者負担表 (日額)

対象者	負担段階	食費	滞在費	合計額				
生活保護を受けている方	第1段階	300円	負担なし	300円				
下※及び世帯の2つ以上の帯配非配偶者全員の合計所得金額が年間80万円以下の方					第2段階	390円	370円	760円
前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額※1と非課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方								
定額市町別以人村世帯	第3段階	650円	370円	1,020円				
世帯全員及び別世帯の配偶者が市町村民税非課税で本人及び配偶者の資産が一定額を超えている方	第4段階	1,380円 10/1~ 1,392円	840円 10/1~ 855円	2,220円 10/1~				
世帯または別世帯の配偶者が市民税を課税されている方				2,247円				

※1「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除額及び年金収入に係る雑所得を控除した所得金額をいいます。

※2一定の資産額：預貯金等の資産が、単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円。
預貯金等に含まれるもの：預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債など)金・銀(積立購入を含む)など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、投資信託、タンス預金(現金)

【利用方法】 事前に利用登録が必要です。
利用登録完了後、利用日が決定したら、希望する施設へ電話で申込みます。
(利用希望日の初日の1か月前から受付)

【利用登録申込先】 住所地の区厚生部健康長寿課(東区は地域支えあい課)

(3) 原爆養護ホームにおける日帰り介護(デイサービス)

日常生活を営むのに支障がある在宅の被爆者を対象に、通所による機能訓練や入浴、給食などのサービスを行います。

【費用】 1回につき660円(なお、サービスの内容によっては、別途材料費等を負担していただく場合があります。)

【申込先】 舟入むつみ園デイサービスセンター
TEL 082-291-1555

5 介護保険利用料助成など

被爆者が、(1)(2)の表の介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスに要した費用の利用者負担1割、2割又は3割(※1)に相当する額が公費助成・公費負担されるため、原則、自己負担はありません。

なお、介護保険サービスに要した費用の利用者負担1割、2割又は3割(※1)に相当する額を支払った場合は、領収書等を添付し申請することで払戻しを受けることができます。この場合、介護保険法の高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費並びに障害者総合支援法の高額障害福祉サービス費等の支給を受けたときは、支給額の調整が行われる場合があります。

(1) 介護保険サービスに対する利用料助成(公費助成)

次のとおり利用料助成金として公費助成されます。

サービスの種類		公費助成の内容
介護給付	居宅サービス	訪問介護(低所得世帯の被爆者に限る。)(※2)
		通所介護(デイサービス)
		短期入所生活介護(ショートステイ)
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		認知症対応型通所介護
		地域密着型通所介護
		小規模多機能型居宅介護
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護	
	施設サービス	介護老人福祉施設への入所
予防給付	介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護
		介護予防小規模多機能型居宅介護
生活支援総合事業(日常生活)	訪問型サービス	訪問介護サービス(低所得世帯の被爆者に限る。)(※2)
		生活援助特化型訪問サービス(低所得世帯の被爆者に限る。)(※2)
	通所型サービス	1日型デイサービス
		短時間型デイサービス

(※1) 介護保険料滞納により利用者負担が増額となった場合、増額部分は公費助成の対象外です。

(※2) 低所得世帯とは世帯の生計中心者に所得税が課されていない世帯(生活保護受給世帯を含む。)をいいます。

【手続】 被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証をサービス事業者に提示してください。ただし、(※2)のサービスについては、「被爆者訪問介護等利用料助成金受給資格認定通知書兼受給者証」の提示も必要ですので、あらかじめ申請して交付を受けてください。

●「被爆者訪問介護等利用料助成金受給資格認定通知書兼受給者証」の申請について

[必要書類] ①申請書 ②「介護保険被保険者証」又は「要介護認定・要支援認定等結果通知書」 ③生計中心者の所得税非課税が確認できる書類 ④被爆者健康手帳 ⑤印鑑

* 所得税の算定にあたり、生計中心者が未婚のひとり親の方は、証明する書類を提出いただくことにより、寡婦(夫)控除のみなし適用ができます。(令和元年7月利用分から)

* 生計中心者に所得税が課されている場合、「被爆者訪問介護等利用料助成」は受けられません。非該当となる方は、介護手当の支給対象となる場合もあるので、4ページの(5)をご参照ください。

(2) 介護保険サービスに対する医療の給付(公費負担)

次のとおり被爆者一般疾病医療費として公費負担されます。

サービスの種類		公費負担の内容
介護給付	居宅サービス	訪問看護
		訪問リハビリテーション
		居宅療養管理指導
		通所リハビリテーション(デイケア)
		短期入所療養介護(ショートステイ)
	施設サービス	介護老人保健施設への入所 介護療養型医療施設への入院 介護医療院への入所
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護
		介護予防訪問リハビリテーション
		介護予防居宅療養管理指導
		介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担1割、2割又は3割に相当する額(※1)

(※1) 介護保険料滞納により利用者負担が増額となった場合、増額部分は公費負担の対象外です。

※次のサービスは、公費助成・公費負担の対象外です。

<介護給付>

- ・訪問入浴介護 ・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等における介護) ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具購入費支給 ・住宅改修費支給 ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護

<予防給付>

- ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームにおける介護)
- ・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具購入費支給 ・介護予防住宅改修費支給
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

<介護予防・日常生活支援総合事業>

- ・住民主体型生活支援訪問サービス ・短期集中予防支援訪問サービス
- ・短期集中運動型デイサービス ・短期集中通所口腔ケアサービス

● 福祉用具貸与・購入費の補助について

介護保険法に定める福祉用具貸与・購入費利用者のうち、住民税非課税世帯の方に、利用者負担額の2分の1相当額(年1回2万円を限度)を補助する制度があります。詳しくは、「公益財団法人 広島原爆障害対策協議会(TEL:082-243-2451)」へお問い合わせください。

(3) 老人福祉措置(養護老人ホーム等)負担金助成

広島市の措置により、養護老人ホーム等に入所している被爆者又はその扶養義務者に対し、その措置に要する費用の全部又は一部が助成されます。

〔助成額〕 費用徴収基準による負担金に相当する額等

〔必要書類〕 申請書

〔申込先〕 住所地の区厚生部健康長寿課(東区は福祉課)

6 健康管理など

(1) 被爆者健康診断(第一種健康診断受診者証の所持者も含む。)

ア 健康診断には、期日や場所を指定して行う定期健康診断(年2回=年度の9月末をさかいに前期と後期で各1回)と、さらに年2回を限度として被爆者の申請による健康診断があります。この申請による健康診断のうち1回は、希望によりがん検診を行うことができます。

また、骨粗しょう症の検診も行っています。(広島市健康づくりセンターで希望により年1回)

イ 健康診断は、一般検査、がん検診及び精密検査によって行います。

● 一般検査は、(ア)視診・問診・聴診・打診及び触診による検査

(イ)CRP検査(ウ)血球数計算(エ)血色素検査(オ)尿検査(カ)血圧測定(キ)医師が必要と認めた場合の肝臓機能検査及びヘモグロビンA1c検査となっています。

● がん検診は、胃がん・肺がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・多発性骨髄腫の検診となっています。(胃がん検診は、造影剤を用いた胃のレントゲン検査又は胃内視鏡検査のいずれか)

● 精密検査は、一般検査及びがん検診の結果さらに精密な検査を必要とした場合に行います。

ウ 健康診断を受診する際、次に掲げる方について交通手当が支給されます。(自宅から健康診断実施場所までの最も経済的かつ合理的な経路による公共交通機関(タクシーを除く。)の金額)

● 一般検査及びがん検診の受診者で往復400円以上の交通費を要した方

● 精密検査の受診者で、交通費を要した方

※長崎で被爆した方で、第二種健康診断受診者証所持者は、年1回一般検査のみ受診できます。

(2) 被爆二世健康診断

ア 両親又はそのどちらかが被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた方に限らない。)であって、次のいずれかに該当する広島市内に居住する方を対象としています。(年度内に1回限り受診できます。)

・広島被爆にあつては昭和21年6月1日以降に生まれた方

・長崎被爆にあつては昭和21年6月4日以降に生まれた方

イ 受診には事前の申込みが必要になります。所定の申込みがきで、市役所原爆被害対策部援護課へお申込みください。申込みがきは、援護課、区健康長寿課(東区は地域支えあい課)、出張所、公民館などで配布しています。市ホームページからも申込み可能です。

申込期間：令和元年6月1日(土)～令和2年1月31日(金)

実施期間：令和元年6月10日(月)～令和2年2月29日(土)

(ただし、精密検査は3月10日(火)まで)

ウ 健康診断は一般検査及び精密検査によって行います。

● 一般検査は、被爆者健康診断の一般検査項目に加え、希望により多発性骨髄腫検査を行うことができます。

● 精密検査は、一般検査の結果、医師が必要と認めた場合に行います。

(3) 被爆者健康交流事業

被爆者の心身の健康や生きがいづくり・介護予防のために、以下の事業を行っています。

〔内容〕

- ①お風呂の日：毎月2回、広島市内の本事業で定めた公衆浴場で「入浴カード」を提示すると入浴料が無料となります。
対象者（平成31年2月1日現在において、在宅の単身世帯の方）には、4月上旬に入浴カードを送付します。
- ②地区交流会：各区で健康づくり教室又は交流会を実施しています。
- ③健康教室：健康や福祉制度についての講演会等を開催しています。

(4) 被爆者保養施設の利用

(平成31年4月1日現在)

名称・所在地	利用料金	申込先
広島原爆被爆者療養研究センター (神田山荘) 広島市東区牛田新町一丁目16-1 ☎(082)228-7311	日帰り施設利用料 被爆者 広島県内居住者 250円 広島県外居住者 500円 一般 700円 小学生 500円 幼児3歳以上 300円 広島県内居住被爆者付添1名まで 250円 広島県外居住被爆者付添1名まで 500円 宿泊料(1泊2食) 被爆者 7,000円 一般 7,500円 小学生 6,800円 被爆者付添1名まで 7,000円 ※被爆者・小学生・幼児以外の方には、 日帰り1日につき50円、宿泊1日につき 150円の入湯料が別途課税 されます。 ※1室1名で利用の場合上記に 400円加算 ※1室2名で利用の場合上記に 1人当たり 200円加算	神田山荘 ・利用の6か月前の月の1日から 予約可 ・休館日は毎月第2水曜日 (金館休館とします) ・被爆者の場合は、被爆者健康手 帳を受付に提示
小浜温泉原爆被爆者温泉保養所 (新大和荘) 長崎県雲仙市小浜町北本町943 ☎(0957)74-2546	宿泊料(1泊2食) 被爆者 5,000円 (休前日(祝日の前日、土曜日) 6,000円) 一般 6,800円 (休前日(祝日の前日、土曜日) 7,800円) 小学生 2,700円 (休前日(祝日の前日、土曜日) 3,200円) 未就学児 無料 (幼児食が必要な場合 1,200円) (休前日(祝日の前日、土曜日) 1,400円) 日帰り入浴 大人(中学生以上) 500円 小学生 250円	新大和荘 ・予約受付時間 8:00~19:00 ・休館日 12月24、25、26日 ・詳しくは新大和荘へ

- ※ 広島市内居住の被爆者が広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）で宿泊した場合、1人年1回600円の療養費補助を現地で受けることができます。詳しくは宿泊予約時にお問い合わせください。
- ※ 有福温泉療養研究所（有福温泉荘）は平成25年12月31日に閉鎖されました。

7 税法上の特別措置など

(1) 税法上の特別措置

ア 特別障害者控除

(ア) 所得税（所得税法）

認定被爆者及びその認定被爆者を扶養する方は、特別障害者控除として所得控除を受けることができます。

(イ) 住民税（地方税法）

認定被爆者及びその認定被爆者を扶養する方は、住民税についても所得税と同様に、特別障害者控除として所得控除を受けることができます。

(ウ) 相続税（相続税法）

認定被爆者が相続する場合、特別障害者控除として税額控除を受けられることがあります。

イ 少額貯蓄非課税制度

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当を受給している被爆者は、少額預金利子非課税制度等の対象となり、利子が非課税所得になります。（元本に限度額があります。）

ウ 住民税の非課税制度（地方税法）

認定被爆者は、前年の合計所得金額が125万円以下であれば、住民税が非課税になります。

※ 詳しいことは、税務署または住所地の市税事務所など各関係機関にお問い合わせください。

(2) 施設利用料等の減免

認定被爆者が、施設の利用の際に原爆障害者章を提示した場合、次の使用料などが減免されます。

〔 平和記念資料館観覧料、健康科学館観覧料、広島城観覧料、森林公園昆虫館入館料、安佐動物公園入園料、植物公園入園料、中央公園ファミリープール使用料、広域公園使用料（テニスコート） 〕

※ この他の施設においても、使用料などが減免される場合がありますので、ご利用の際、各施設にお問い合わせください。

8 被爆者健康手帳等の申請

本市へ申請できるのは、広島市内に居住し、次のいずれかに該当する方です。

(1) 被爆者健康手帳

ア 直接被爆者

原子爆弾が投下された際、当時の次の区域内に在った方

(ア) 広島市内

(イ) 広島県安佐郡祇園町

(ウ) 広島県安芸郡

① 戸坂村のうち、狐爪木

② 中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田

③ 府中町のうち、茂陰北

イ 入市者

原子爆弾が投下されたあと、昭和20年8月20日までに爆心地からおおむね

2キロメートルの区域内に立ち入った方

ウ 救護・看護、死体処理に従事した方等

原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった方

昭和20年8月20日までに、

① 15人以上（病室などの閉鎖された空間の場合は5人以上）の被爆して負傷した者が収容されている収容施設などにおおむね2日以上とどまった方

② 被爆して負傷した者5人以上（1日当たり）と接触した方

③ ①、②には該当しないが、それらに相当する被爆事実が認められる方

工 胎児

上記のいずれかに該当する方の胎児で、昭和21年5月31日までに生まれた方

【必要書類等】 ①申請書 ②証明書等 ③印鑑

(2) 第一種健康診断受診者証

ア 原子爆弾が投下された際、当時の次の区域内に在った方

(ア) 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原

(イ) 広島県佐伯郡

① 水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下

② 河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川 ③ 石内村

④ 八幡村のうち、利松、口和田及び高井

(ウ) 広島県安佐郡

① 久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神 ② 日浦村のうち、毛木二

③ 戸山村 ④ 安村のうち、長楽寺及び高取 ⑤ 伴村

イ 胎児

上記に該当する方の胎児で、昭和21年5月31日までに生まれた方

【必要書類等】 ①申請書 ②証明書等 ③印鑑

※ 第一種健康診断受診者証の交付を受けた方が、健康診断の結果、特定の疾病（4ページに記載している健康管理手当の支給要件となる障害を伴う疾病）があると認められた場合、被爆者健康手帳の交付を受けることができます。

※ 長崎で被爆し、現在広島市内に居住している方は、被爆者健康手帳及び健康診断受診者証（第一種・第二種）の申請ができますので、詳しくは、原爆被害対策部援護課認定係までお問い合わせください。

9 在外被爆者に対する援護施策など

(1) 在外被爆者支援事業

日本国外に居住している方に、以下の支援事業を行っています。

①渡日を支援する事業	
手帳交付渡日支援事業	新たに被爆者健康手帳又は健康診断受診者証（第一種・第二種）の交付申請のために渡日する場合、旅費等が支給されます。
渡日治療支援事業	既に被爆者健康手帳の交付を受けている方が渡日して治療を受ける場合、旅費等が支給されます。
②居住国における保健医療面の支援を行う事業	
医療費の申請及び保健医療助成事業	居住国の医療機関において必要な医療を受けた場合、医療費が支給されます。年間30万円までは、保健医療助成による簡易な手続きができます。
医師等派遣事業	日本から派遣された専門医等により、居住国での健康診断や健康相談が実施されます。

(2) 日本国外からの被爆者健康手帳・手当・葬祭料等の申請

日本国外に居住している方は、渡日しなくても、お住まいの地域の日本国政府の大使館等において、以下の申請をすることができます。

ア 被爆者健康手帳及び第一種・第二種健康診断受診者証

イ 原爆症の認定

ウ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当
また、日本国外に居住している被爆者の方が亡くなった際の葬祭料

10 原爆被爆者対策予算の状況

国及び本市における原爆被爆者対策の予算の状況は次のとおりです。

区分	令和元年度	平成30年度	対前年比
国 予 算 額	1,253億3,627万4千円	1,289億3,858万2千円	97.2%
市 予 算 額	297億2,499万9千円	306億594万2千円	97.1%
国・県負担額	277億1,659万4千円	287億5,558万1千円	96.4%
市 負 担 額	20億840万5千円	18億5,036万1千円	108.5%

参考：被爆者数（平成30年3月31日現在）

全国総数	154,859人
広島市	50,384人